

いる（注 1）ことや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を 1.5%程度上回っている（注 2）ことから（短期金利を賃金上昇率 2.5%と同程度とみる）、運用利回りを 4%程度と設定している。

（注 1）資金運用部への新規預託金利は、過去 10 年間平均で標準報酬上昇率を 1.7%超過。

（注 2）近年、短期金利の異常な低下により国内債券収益率の短期金利からの超過リターンが拡大していることから、直近 5 年間を除いて、過去 20 年間の短期金利からの超過リターンをみると、その実績平均は 1.5%程度。

エ. 年金改定率（新規裁定者分）

新規に裁定される年金額は、現役の可処分所得の伸びにあわせて決定されるので、将来的には、賃金上昇率と同じく、年当たり 2.5%としているが、今後当分の間、現役の負担が大きくなることから、平成 36（2024）年財政再計算期までは 2.3%としている。

なお、国民年金は、賃金（消費水準）や物価の上昇に応じて年金額が引き上げられる仕組みとなっているので、最終保険料は、運用利回りと賃金や物価の上昇率との相対関係で決まる。すなわち、金利の低下により積立金の運用利回りが低下したとしても、同程度に、賃金や物価の上昇率も低くなっていれば、年金財政（最終保険料水準）に大きな影響を与えない。

⑥保険料計画の基本的考え方

国民年金の保険料について、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

Ⅲ. 年金の財政見直し

（1）国民年金の将来見直し

①被保険者（加入者）数、受給者数の見直し

基礎年金の支え手である基礎年金拠出金算定対象者数は平成 12（2000）年度には 62.3 百万人であるが、労働力人口の減少を反映して、年々減少し、平成 37（2025）年度には 52.6 百万人になる見直しである。また、国民年金の第 1 号被保険者数は、平成 12（2000）年度には 12.8 百万人であるが、労働力人口の被用者化が進む見込みと労働力人口そのものの減少の見込みから以降は減少し、平成 37（2025）年度には 10.1 百万人となる見直しである。

老齢基礎年金の受給者数は、平成 12（2000）年度には 20.8 百万人であるが、平成 37（2025）年度には 33.5 百万人へと急激に増加する見直しとなっている。また、老齢基礎年金の受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率は、平成 12（2000）年度には 29.8%であるが、平成 37（2025）年度には 55.7%へと急減に上昇する見直しである。

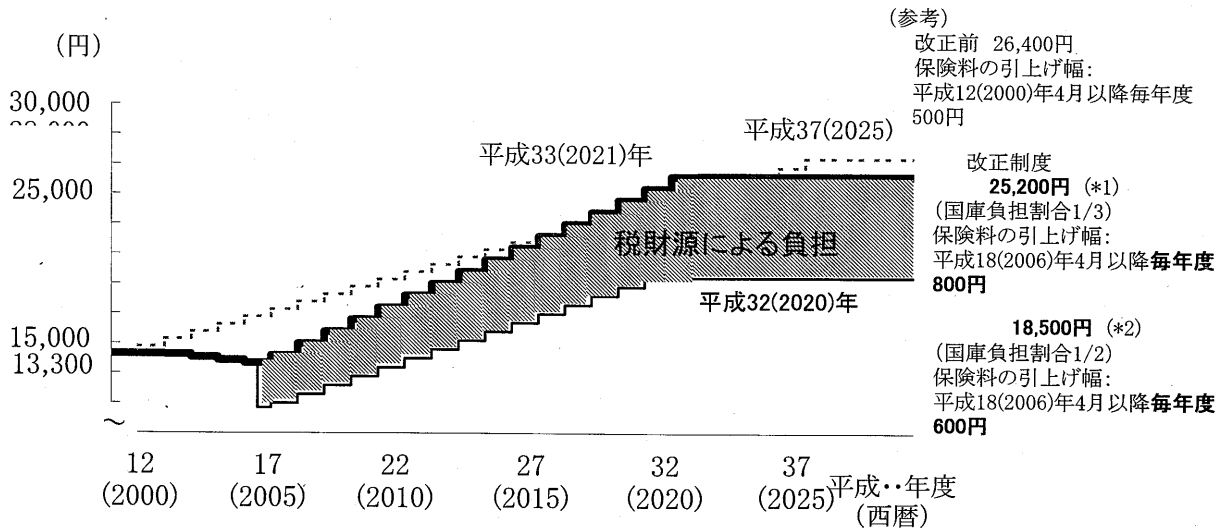
②保険料の将来見直し

改正前制度のままでは、平成 12（2000）年 4 月以降、毎年の保険料の引上げ幅を 500 円（平成 11（1999）年度価格）とした場合、平成 37（2025）年 4 月以降の保険料は 26,400 円（平成 11（1999）年度価格）となる。

改正制度では、保険料率を 5 年間据え置き、平成 16（2004）年 10 月の国庫負担割合の 1/2 への引上げ時に 3,000 円（平成 11（1999）年度価格）引き下げ、平成 17（2005）年 4 月に 10,000 円（平成 11（1999）年度価格）とし、以降は毎年度 600 円（平成 11（1999）

年度価格) ずつ引き上げると平成 32 (2020) 年 4 月以降の保険料は 18,500 円 (平成 11 (1999) 年度価格) となると見込まれる。国庫負担割合の引き上げを行わない場合には、保険料は 5 年間据え置き、平成 17 (2005) 年 4 月に 13,200 円 (平成 11 (1999) 年度価格) とし、以降毎年 800 円 (平成 11 (1999) 年度価格) ずつ引き上げると、平成 32 (2020) 年 4 月以降 25,200 円 (平成 11 (1999) 年度価格) となると見込まれる (図表 3 参照)。

図表 3 国民年金の保険料月額の見通し



(*1) 保険料 5 年間据置き
 国庫負担割合 1/3

(*2) 保険料 5 年間据置き
 国庫負担割合 1/2 に引上げ 保険料 3,000 円軽減 (5 年後)
 国庫負担割合を 1/2 に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成 16 (2004) 年度 2.7 兆円 (満年度ベース)、平成 37 (2025) 年度 3.8 兆円の税財源の確保が必要となる (平成 11 (1999) 年度価格)。

(*3) 保険料は、すべて平成 11 (1999) 年度価格

③ 財政見通し

国民年金の長期的な財政見通しは、図表 4 のとおりである。改正制度では、平成 12 (2000) 年度には積立度合 (前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率) は 3.3 であるが、徐々に低下していき、平成 37 (2025) 年度には 2.6、平成 62 (2050) 年度には 2.4 (国庫負担割合 1/3 の場合には 2.5) となっている。

図表 4 国民年金の財政見通し（改正制度、国庫負担割合 1 / 2 の場合）

年度	保険料月額 (平成 11 (1999)年度 価格)	収入合計			支出合計	収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 〔11年度 価格〕	積立度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)									
1 2(2000)	13,300	3.9	2.0	0.4	3.5	0.4	12.1	12.0	3.3
1 3(2001)	13,287	3.9	2.0	0.4	3.6	0.3	12.4	12.2	3.4
1 4(2002)	13,090	3.9	2.0	0.4	3.7	0.2	12.5	12.2	3.3
1 5(2003)	12,897	3.9	1.9	0.4	3.9	0.1	12.6	12.0	3.3
1 6(2004)	12,706	4.1	1.7	0.4	4.1	0.0	12.6	11.6	3.1
1 7(2005)	10,000	4.4	1.6	0.5	4.3	0.1	12.8	11.5	2.9
2 2(2010)	13,000	5.7	2.1	0.5	5.4	0.3	13.9	11.2	2.5
2 7(2015)	16,000	7.1	2.8	0.6	6.6	0.5	15.9	11.4	2.3
3 2(2020)	18,500	8.6	3.5	0.7	7.7	0.9	19.3	12.4	2.4
3 7(2025)	18,500	9.8	3.9	0.9	8.8	1.0	23.8	13.6	2.6
4 2(2030)	18,500	11.1	4.3	1.1	10.0	1.1	28.8	14.5	2.8
5 2(2040)	18,500	13.7	4.8	1.4	13.1	0.6	36.5	14.4	2.7
5 7(2050)	18,500	15.9	5.4	1.5	15.6	0.3	39.4	12.1	2.5
6 2(2060)	18,500	18.4	6.5	1.7	17.6	0.8	43.8	10.5	2.4

(注 1) 保険料は 5 年間据置き、平成 16(2004)年度の国庫負担割合引上げ時に 3,000 円（平成 11(1999)年度価格）引き下げ、平成 17(2005)年 4 月に 10,000 円（平成 11(1999)年度価格）とする。以降は毎年度に 600 円（平成 11(1999)年度価格）ずつ引き上げるものとしている。国庫負担割合は平成 16(2004)年 10 月より 1 / 2 としている。

(注 2) 物価上昇率 1. 5 %
 運用利回り 4. 0 %
 年金改定率（新規裁定者分、年当たり）2. 5 %（ただし、平成 3 6 年財政再計算期までは 2. 3 %）

(注 3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

IV. 国民年金における負債計上の取扱いについて

(1) 国民年金における負債計上の考え方

①年金の給付現価の財源（負担）区分

過 去 期 間 対 応 の 給 付 現 価	保 険 料 （ 被 保 険 者 ・ 事 業 主 ）
	積 立 金
	国 庫 負 担 （ 一 般 会 計 ）

②国民年金における負債計上の考え方

国民年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国（特別会計）に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上するという考え方がある。しかしながら、社会保障制度としての国民年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式（その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式）を基本とした財政計画を立てているものであり、また、将来の保険料引上げにより賄う分まで負債として計上すると、あたかも巨額の積立不足があるかのような誤解を招く可能性があるといったことから、これを負債としては計上しないこととする。

この場合、給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち実績の積立金ではなく財政再計算の収支見通し上の当該年度末積立金見合いを公的年金預かり金の科目で負債計上することとする。

(2) 国民年金の預かり金について

また、財政再計算上の財政見通しは、現金ベースの見通しとなっているため、例えば2、3月分の給付が翌年度の4月に支払われることを、翌年度の支払として認識して求められていることから、貸借対照表に、未払い年金や未収保険料が計上されると二重計上される部分が生じる。このため、貸借対照表上の資産負債差額はこの二重計上による差額が反映されたものとなっている。今回の貸借対照表では、いわゆる積立金と国民年金の積立金の見通し額とを直接比較できる利点を優先し、公的年金預り金に二重計上による調整は加えなかった。

(3) 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

①平成12年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については図表5のとおりである。

図表5 国民年金の積立金の収支見通し上と実績の差の要因分析（平成12年度）

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末積立金
	保険料	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.3	1.4	3.6	0.1	3.1	0.1	3.3	0.4	9.8
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.3	0.1	3.5	0.4	12.1
差額(A-B)	0.0	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.0	▲0.2	0.0	▲0.2	0.0	▲2.3
要因		※1	※2			※3				※4

注：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.6兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除している。

要因

- ※1 年度末積立金の差から生じるもの。
- ※2 基礎年金拠出金の差から生じる国庫負担の差によるもの。
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.3兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。
- ※4 収支見通しの積立金は平準化の利子、平準化の元本の繰り延べ分（合計で2.0兆円）を含んでいるため、実際の差は▲0.3兆円。

②平成13年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については図表6のとおりである。

図表6 国民年金の積立金の収支見通し上と実績の差の要因分析（平成13年度）

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末積立金
	保険料	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.1 [0.2]	1.4	3.5	0.1	3.3	0.1	3.5	0.0	11.7 [11.8]
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.4	0.1	3.6	0.3	12.4
差額(A-B)	0.0	▲0.3 [▲0.2]	▲0.1	▲0.4	0.0	▲0.1	0.0	▲0.1	▲0.3	▲0.7 [▲0.6]
要因		※1	※2			※3				

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.4兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、積立金に国庫負担の繰延（1.9兆円（平準化の利子含む））を加えた。

注2：運用収益及び年度末積立金は、承継資産に係る損益を含めて、年金資産運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

注3：[]内の数値は、承継資産に係る損益を含まないものである。

要因

- ※1 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.27%、実績1.29%[2.06%]）
- ※2 基礎年金拠出金の差から生じる国庫負担の差によるもの。
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.4兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

注記 平成16年財政再計算の概要（厚生年金・国民年金）

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額的水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改正が平成16年に行われた。

I. 新しい厚生年金・国民年金の財政の仕組み

(1) 給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が採られ、他方、保険料（率）については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされている。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改正において、財政均衡期間（概ね100年）の最終年度における積立金水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

(2) 保険料水準と給付水準

① 保険料水準と給付水準

今回の年金制度改正においては、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年(2017)年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料(月額)は、平成17(2005)年4月から毎年280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は16,900円(平成16年度価格)としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額(夫婦の基礎年金を含む厚生年金)が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている(平成35(2023)年度以降50.2%となる見込み)。

(注)標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。